平成12年(行ケ)第332号 特許取消決定取消請求事件(平成14年1月21 日口頭弁論終結)

判 日立工機株式会社 訴訟代理人弁理士 畄 宏 嗣 沼 辰 同 特許庁長官 及 Ш 耕 诰 秀千 指定代理人 佐 藤 久雄 宮 同 小 林 信 同 宮 Ш 同 文

特許庁が異議2000-70365号事件について平成12年7月2 4日にした決定を取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

- 第 1 当事者の求めた裁判
  - 1

主文と同旨

被告 2

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

- 当事者間に争いのない事実 第2
  - 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和63年1月19日に出願され、平成11年5月14日に設定登 録された、名称を「電池の充電方法及び充電装置」とする特許第2927354号 発明(以下、この特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

本件特許につき特許異議の申立てがされ、特許庁は、同申立てを異議2000-70365号事件として審理した上、平成12年7月24日に「特許第2927354号の請求項1乃至3に係る特許を取り消す。」との決定(以下「本件決 定」という。)をし、その謄本は、同年8月9日、原告に送達された。 2 本件特許に係る発明の要旨

(1) 特許請求の範囲の請求項1記載の発明(以下「本件発明1」という。)の 要旨

電池及び電池の近傍に設けられた感温素子からなる電池組が接続された時 に充電を開始して接続された電池組を充電するようにした電池の充電方法であって、電池組の充電装置への接続を感温素子の端子電圧を検出することにより検出 し、接続された電池組が高温でない充電可能な電池組の場合充電を開始し、接続さ れた電池組が高温で充電すべきでない電池組の場合充電を開始しないようにすると 共に電池組の温度が所定値以下に低下したら充電を自動的に開始するようにしたこ とを特徴とする電池の充電方法。

同請求項2記載の発明(以下「本件発明2」という。)の要旨 直列接続された複数の電池及び該電池の少なくとも1個の近傍に設けられ 電池温度が所定値以上の時接点を開くサーモスタットからなる電池組を充電する充 電装置であって、充電電源と接続される電池組との間に設けられたスイッチング素 子と、電池組の充電装置への接続をサーモスタットの端子電圧を検出しサーモスタ ットの開閉状態を検出することにより検出し、電池組の接続を検出した時スイッチ ング素子をオンさせて充電を開始させる電池組接続検出制御手段とを備え、電池組 接続検出制御手段が高温でなく充電可能な電池組の接続を検出した時ずなわちサーモスタットの閉状態を検出した時スイッチング素子をオンさせて充電を開始させ、電池組接続検出制御手段が高温で充電すべきでない電池組の接続を検出した時ずな わちサーモスタットの開状態を検出した時スイッチング素子をオンさせずに充電を 開始させないようにすると共に電池組の温度が所定値以下に低下したらすなわちサ ーモスタットの閉状態を検出したら充電を自動的に開始するようにしたことを特徴 とする電池の充電装置。

同請求項3記載の発明(以下「本件発明3」という。)の要旨 直列接続された複数の電池及び該電池の少なくとも1個の近傍に設けられ た感温素子からなる電池組を充電する充電装置であって、充電電源と接続される電 池組との間に設けられたスイッチング素子と、電池組の充電装置への接続を感温素子の端子電圧を検出することにより検出し、電池組の接続を検出した時スイッチング素子をオンさせて充電を開始させる電池組接続検出制御手段とを備え、電池組接続検出制御手段が高温でなく充電可能な電池組の接続を検出した時スイッチング素子をオンさせて充電を開始させ、電池組接続検出制御手段が高温で充電すべきでない電池組の接続を検出した時スイッチング素子をオンさせずに充電を開始させないようにすると共に電池組の温度が所定値以下に低下したら充電を自動的に開始させるようにしたことを特徴とする電池の充電装置。

3 本件決定の理由

本件決定は、別添決定謄本写し記載のとおり、本件発明1~3は、実願昭56-27962号(実開昭57-141640号)のマイクロフィルム(甲第3号証、以下「引用例」という。)にそれぞれ記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができず、本件特許は、拒絶の査定をしなければならない特許出願に対してされたものであって、特許法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)附則14条の規定に基づく特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成7年政令第205号)4条2項の規定により、取り消されるべきであるとした。

第3 原告主張の本件決定取消事由

本件決定の理由中、本件発明1~3の各要旨の認定及び引用例の記載を摘記 した部分(決定謄本2頁28行目~3頁8行目)の認定は認める。

本件決定は、引用例記載の発明を誤認して、本件発明1~3と引用例にそれぞれ記載された発明との一致点の認定を誤った(取消事由1、2)結果、本件発明1~3が引用例記載の上記各発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとの誤った結論に至ったものであるから、違法として取り消されるべきである。1 取消事由1 (本件発明1と引用例記載の発明との一致点の認定の誤り)

しかしながら、本件決定の引用発明1の認定は、以下のとおり、「蓄電池組立体2の充電器1への接続を・・・低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出し」との構成を備えるとした点で誤りであり、したがって、上記引用発明1の認定を前提とする本件発明1と引用発明1と一致点の認定も誤りである。

(2) すなわち、引用例(甲第3号証)には、「蓄電池組立体2の充電器1への接続を低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出する」旨の明示の記載は存在しない。

のみならず、引用例には、「第3図によれば、蓄電池7の表面温度がT1より低いときに充電器1に蓄電池組立体2を接続して電源を投入すると、低温感温素子10が閉路しているから電解コンデンサ5aを充電するための大きな電流がゲート付制御素子6aのゲート回路に通電され、ゲート付制御素子6aがオン状態となり、充電が開始される。ゲート付制御素子6aは、一旦オン状態になると、ゲートに電圧が印加されなくとも、そのままオン状態を保つ性質をもっているため、充電末期に蓄電池7の表面温度が上昇してT1以上となって低温感温素子10が開路してもそのまま状態が継続される。そして表面温度がT2以上となって感温素子8

が開路すると充電終了となる」(6頁2行目~15行目)との記載及び「次に、蓄電池7の表面温度がT1より高いときに充電器1に蓄電池組立体2を接続したとす ると、接続直後は低温感温素子10が開路しているので充電は開始されない。しか し、時間の経過とともに蓄電池7が冷却し、その表面温度がT₁以下となって感温 素子10が閉路すると、電解コンデンサ5aを充電する電流がゲート回路に流れ、 ゲート付制御素子6aがオン状態となり、充電が開始される」(7頁8行目~16 行目)との記載がある。

そして、上記各記載及び図面第3図によれば、引用例記載の発明においては、充電器1に蓄電池組立体2を接続したときに、蓄電池7の温度がT1未満で閉じ、T1以上で開く低温感温素子10が、電解コンデンサ5aを介して、ゲート付 制御素子6aのゲートに接続され、その状態で電源を投入すると、低温感温素子10が閉じているとき、又は閉じたとき、すなわち、蓄電池7の温度がT1未満で充 電可能な場合、又は高温からT1未満に低下して充電可能となった場合に、直流電 源装置3から、蓄電池7、低温感温素子10及び電解コンデンサ5aを介してゲー ト付制御素子6aにゲート電流が流れ、ゲート付制御素子6aをオン状態にして充電を開始することが認められる。すなわち、引用例記載の発明は、ゲート付制御素子6aにゲート電流を流すことにより充電を開始するものであって、低温感温素子 10の端子電圧を検出して充電を開始するものではない。低温感温素子10は単に ゲート電流を流すスイッチとして機能するだけである。

これに加え、引用例(甲第3号証)の各記載及び図面によっても、引用例記載の発明の低温感温素子10の蓄電池7側の端子(以下「端子A」という。)は蓄電池7に、電解コンデンサ5a側の端子(以下「端子B」という。)は電解コンデンサ5aに、それぞれ接続されているだけであり、これらの端子の電圧を検出する。 るための回路手段の記載もない。

したがって、引用例記載の発明は、蓄電池組立体2の充電器1への接続を 低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出するものではなく、本件決 定の引用発明1の認定は誤りである。

被告は、本件発明1の構成に係る「感温素子の端子電圧を検出する」こと の技術的意義は、感温素子の開閉状態を示す端子電圧を検出することにより、電池組の充電装置への接続と温度の状態を検出することにあり、その手段としては、感温素子の両端子間の電圧を検出するものだけでなく、接地電位に対する感温素子の 一方の端子の電位をもって感温素子の両端子間の開閉状態を示す電圧を検出するも のも含まれるとした上、引用例記載の発明においては、蓄電池7の接続状態と低温 感温素子10の開閉状態とに応じて端子Bの電圧が決定され、この端子Bの電圧が 検出電圧として、電解コンデンサ5aを経てゲート付制御素子6aのゲートに印加 され、制御素子6aのオンオフ制御をするものであるから、端子Bの電圧を検出す ることにより接続状態と開閉状態とを検出している旨主張する。 しかしながら、以下のとおり、被告の上記主張は誤りである。 ア本件発明1において「感温素子の端子電圧を検出する」ことの技術的意

義が感温素子の開閉状態を検出することにあることは、被告主張のとおりである。 そして、昭和58年7月20日株式会社コロナ社第17版発行の電気用語辞典編集 委員会編「新版電気用語辞典」(甲第4号証)に「端子電圧」の語義として「端子 間の電圧」と記載されているとおり、「感温素子の端子電圧」とは、感温素子の両 端子間の電圧を意味するものである。

被告は、本件特許明細書(甲第2号証、以下「本件明細書」という。) に、実施例に関して、「サーモスタット76の端子電圧すなわち抵抗14cと14 dの接続点の電位は接地電位となるから」(2頁右欄24行目~26行目)との記 載があることを根拠として、接地電位に対する感温素子の一方の端子の電位も、本件発明1の「感温素子の端子電圧」に含まれる旨主張する。しかしながら、サーモ スタットの一方の端子を接地すれば、サーモスタットの他方の端子の接地電位に対する電圧がそのまま「端子間の電圧」と等価になることから、通常は、同実施例のように、「接地電位に対する端子の電圧」を検出することにより「端子間の電圧」を検出しているが、例えば、サーモスタットの一方の端子と接地との間に他の回路を表げているが、例えば、サーモスタットの一方の端子と接地との間に他の回路を表げているが、例えば、サーモスタットの一方の端子と接地との間に他の回路 要素が挿入されると、他方の端子の接地電位に対する電圧は「端子間の電圧」とは 異なるものとなる。一方の端子を接地したことにより、「接地電位に対する端子の 電圧」を検出することによって「端子間の電圧」を検出する上記の例は実施例にす ぎず、本件発明1において検出する電圧は、あくまでも「端子間の電圧」であっ 「接地電位に対する端子の電圧」ではない。したがって、接地電位に対する感

温素子の一方の端子の電位も本件発明1の「感温素子の端子電圧」に含まれるとする被告の主張は誤りである。

イ また、引用例記載の発明においては、低温感温素子10の開閉状態に応じて端子Bの電圧が決定されるものであることは被告主張のとおりである。

このように、低温感温素子10の開閉状態と端子Bの電圧とは一義的な関係にはなく、端子Bの電圧は低温感温素子10の開閉状態を一義的に指示しないから、端子Bの電圧を検出しても低温感温素子10の開閉状態を検出することはできない。そして、本件発明1において「感温素子の端子電圧を検出する」ことの技術的意義が感温素子の開閉状態を検出することにあることは上記のとおりであるから、引用例記載の発明において、端子Bの電圧の変化を検出することは、「低温感温素子10の端子電圧を検出する」ことに当たるものではない。

(4) 被告は、本件発明と引用発明1とが検出原理において相違するとしても、一般に、感温素子の状態変化を、端子間の電圧を検出することにより検出する手段も、一方の端子の電圧を検出することにより検出する手段も、ともに周知慣用であり、均等手段であって、いずれを採用するかは単なる設計上の微差にすぎないから、本件決定の結論に影響を及ぼす瑕疵には当たらない旨主張する。

しかしながら、上記のとおり、感温素子の一方の端子が他の回路要素を介して接地されると、一方の端子の電圧(接地電位に対する端子の電圧)は、端子間の電圧とは異なるものであり、感温素子の開閉状態を反映するものとはならないから、上記相違点が周知慣用の手段であるとはいえず、両者が均等手段であるということもできない。

2 取消事由2 (本件発明2、3と引用例記載の発明との一致点の認定の誤明 い 1) 本件決定は、引用例に「蓄電池7及び蓄電池7の近傍に設けられる事業では、引用例に「蓄電池7及び蓄電池7の近傍に設けられる事業では、引用例に「蓄電池7及び蓄電池7の近傍に設けられたが所定温度 T 1以上の時接点を開発は、10と電影とは、10とでは、10とでは、10とで

られたスイッチング素子と、電池組の充電装置への接続をサーモスタットの端子電圧を検出しサーモスタットの開閉状態を検出することを要件に検出し、電池組の接続を検出した時スイッチング素子をオンさせて充電を開始させる電池組接続検出制御手段とを備え、電池組接続検出制御手段が高温でなく充電可能な電池組の接続を検出した時すなわちサーモスタットの閉状態を検出した時スイッチング素子をオンさせて充電を開始させ、電池組接続検出制御手段が高温で充電すべきでない電池組の接続を検出した時まなわちサーモスタットの開状態を検出した時スイッチング素子をオンさせずに充電を開始させないようにすると共に電池組の温度が所定値以下に低下したらすなわちサーモスタットの閉状態を検出したら充電を自動的に開始するようにした電池の充電装置」(同7頁1行目~13行目)である点で一致するものと認定した。

- (2) また、本件決定は、引用例に「蓄電池7及び蓄電池7の近傍に設けられた 低温感温素子10からなる蓄電池組立体2を充電する充電器1であって、直流電源 装置3と接続される蓄電池組立体2との間に設けられたゲート付制御素子6aと、 蓄電池組立体2の充電器1への接続をスイッチ11の状態と低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出し、蓄電池組立体2の接続を検出した時ゲート付制御素子6aをオンさせて充電を開始させる過充電防止保持回路5とを備え、過充 電防止保持回路5が所定温度T1以下の蓄電池組立体2の接続を検出した時ゲート 付制御素子6aをオンさせて充電を開始させ、過充電防止保持回路5が所定温度T 1以上の蓄電池組立体2の接続を検出した時ゲート付制御素子6 a をオンさせずに 充電を開始させないようにすると共に蓄電池組立体2の温度が所定温度T1以下に低下したら充電を自動的に開始するようにした蓄電池の充電器」(決定謄本8頁6行目~17行目)の発明(以下「引用発明3」という。)が記載されていると認定 これを前提として、本件発明3と引用発明3とが、「電池及び該電池の近傍に 設けられた感温素子からなる電池組を充電する充電装置であって、充電電源と接続 される電池組との間に設けられたスイッチング素子と、電池組の充電装置への接続 を感温素子の端子電圧を検出することを要件に検出し、電池組の接続を検出した時 スイッチング素子をオンさせて充電を開始させる電池組接続検出制御手段とを備 スイッテング系子をインさせて元電を開始させる電池組接続検出制御子段とを備え、電池組接続検出制御手段が高温でなく充電可能な電池組の接続を検出した時スイッチング素子をオンさせて充電を開始させ、電池組接続検出制御手段が高温で充電すべきでない電池組の接続を検出した時スイッチング素子をオンさせずに充電を開始させないようにすると共に電池組の温度が所定値以下に低下したら充電を自動 的に開始させるようにした電池の充電装置」(同8頁31行目~9頁4行目)であ る点で一致するものと認定した。
- (3) しかしながら、上記取消事由1において引用発明1につき述べたと同様、本件決定の引用発明2の認定は、「蓄電池組立体2の充電器1への接続をスイッチ11の状態と低温感温素子10としてのサーモスタットの端子電圧を検出しサーモスタットの開閉状態を検出することにより検出し」との構成を備えるとした点で誤りであり、また、本件決定の引用発明3の認定は、「蓄電池組立体2の充電器1への接続をスイッチ11の状態と低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出し」との構成を備えるとした点で誤りである。

したがって、上記引用発明2の認定を前提とする本件発明2と引用発明2との一致点の認定も誤りであり、また、上記引用発明3の認定を前提とする本件発明3と引用発明3との一致点の認定も誤りである。 第4 被告の反論

本件決定の認定及び判断は正当であり、原告主張の本件決定取消事由は理由がない。

- 1 取消事由1(本件発明1と引用例記載の発明との一致点の認定の誤り)について
- (1) 原告は、引用例記載の発明は、低温感温素子10が単にゲート電流を流すスイッチとして機能するだけであって、低温感温素子10の端子電圧を検出して充電を開始するものではないから、本件決定が、引用発明1につき「蓄電池組立体2の充電器1への接続を・・・低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出し」との構成を備える旨認定した点は誤りであり、したがって、この認定を前提とする本件発明1と引用発明1と一致点の認定も誤りである旨主張する。
- (2) しかしながら、以下のとおり、引用例記載の発明は、蓄電池組立体2の充電器1への接続を低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出するものであるから、原告の上記主張は誤りである。

ア本件明細書(甲第2号証)に、「サーモスタット状態信号発生手段14は、電池組7を後述する充電装置18に接続した時のサーモスタット7bの開状態の信号と、電池組7を充電装置18から外した時あるいは満充電によりものモスタット7bの開状態の信号を発生する667bの時のサーモスタット7bの開状態の信号を発生する667bの開大態の信号を発生する67bの開大態ので日本の12は、12は、12を含めて検出の12は、12は、12を含めて検出の12を含むでは、12を含めて検出の12を含むでは、12を含むには、12を含むでは、12を含むに

原告は、本件発明1の「感温素子の端子電圧」とは、感温素子の両端子間の電圧を意味するものであって、接地電位に対する感温素子の一方の端子の電位は含まれないと主張する。

しかしながら、一般に、「端子電圧」の語は「端子間の電圧」の意味に限定されるものではなく、「接地電位に対する端子の電圧」をも意味するものである。また、本件発明1の要旨が「感温素子の端子電圧を検出する人との規定していないこと、さらに、本件明第2号証)に、実施例に関して、「サーモスタット7 bの端子電圧すなわるに、本件明第2号証)に、実施例に関して、「サーモスタット7 bの端子電圧すなわる」(2頁右欄24行目)との記載があり、サーモスタット7 bの一方の端子が接続されることに照らしても、本件発明1の「感温素子の端子電圧を検出する」とは表表で、「端子間の電圧を検出する」構成だけでなく、「接地電位に対する感見でが、「端子間の電圧を検出する」構成だけでなることは明らかである。

イ 他方、引用例記載の発明においては、充電可能な蓄電池 7 が充電器 1 に接続された場合には、低温感温素子 1 0 が閉じているので、その蓄電池 7 側の端子 (端子A)の電圧がそのまま電解コンデンサ 5 a 便の端子 (端子B)に現れ、この端子Bの電圧により、未充電状態の電解コンデンサ 5 a を経てゲート付制御素子 6 a がオン状態のでより、充電を開始することになる。また、充電すべきでない蓄電池 7 が充電器 1 に接続された場合には、低温感温素子 1 0 が開いているので端子 A の電圧は遮断される 5 の電圧は接地電位のままでゲート付制御素子 6 a のゲート回路に印加される 1 に接続されていない場合には、低温感温素子 1 0 が開いた状態と同じであるから、低温感温素子 1 0 の端子 A の電圧は接地電位のままであり、充電を開始することはない。

すなわち、引用例記載の発明においては、蓄電池7の接続状態と低温感温素子10の開閉状態とに応じて端子Bの電圧が決定され、この端子Bの電圧が検出電圧として、電解コンデンサ5aを経てゲート付制御素子6aのゲートに印加され、制御素子6aのオンオフ制御をするものであり、したがって、接地電位に対する端子Bの電位を検出することにより蓄電池7の接続状態と低温感温素子10の開閉状態とを検出していることは明らかである。

そして、本件発明1の「感温素子の端子電圧を検出する」との規定が、接地電位に対する感温素子の一方の端子の電位を検出することも含んでいることは上記のとおりであるから、本件決定が、引用発明1が「蓄電池組立体2の充電器1への接続を・・・低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出し」との構成を備える旨認定したことに誤りはない。

なお、原告は、引用例記載の発明において、端子Bの電圧(電解コンデンサ5aの両端子間の電圧)は低温感温素子10の開閉状態を一義的に指示しないから、端子Bの電圧を検出しても低温感温素子10の開閉状態を検出することはできない旨主張する。

しかしながら、引用例記載の発明において、充電動作は、電解コンデン

サ5aの両端子間の電圧の大きさそのものに応じて制御されるのではなくとも、上記のとおり、端子Bの電位の変化を検出することにより制御されるのであり、端子Bの電位の変化を検出するということは「感温素子の端子電圧を検出する」ことと同義である。

(3) 仮に、本件発明1の「感温素子の端子電圧を検出する」ことと引用例記載の発明の「低温感温素子10の端子Bの電圧を検出する」ことの各検出原理が、端子間の電圧を検出するか、一方の端子の電圧を検出するかの点において、技術的に異なるとしても、一般に、感温素子の状態変化を、端子間の電圧を検出することにより検出する手段も、とより検出する手段も、一方の端子の電圧を検出することにより検出する手段も、ともに周知慣用であり、感温素子の状態変化を検出する作用効果及び技術的意義においても均等手段といえるものであるから、いずれを採用するかは単なる設計上の微差にすぎない。

したがって、本件決定が、引用発明1における低温感温素子10の端子電圧の検出技術に係る認定に厳密性を欠いたとしても、そのことは、引用発明1の認定ないし本件発明1と引用発明1との一致点の認定の重大な誤りをもたらすものではなく、ひいて本件決定の結論に影響を及ぼす瑕疵には当たらない。

2 取消事由2(本件発明2、3と引用例記載の発明との一致点の認定の誤り)について

本件決定の引用発明2、3の各認定に誤りがないことは、引用発明1について述べたと同様であり、したがって、本件発明2と引用発明2との一致点の認定及び本件発明3と引用発明3との一致点の認定にも誤りはない。 第5 当裁判所の判断

1 取消事由1 (本件発明1と引用例記載の発明との一致点の認定の誤り) について

(1) 被告は、本件発明1の「感温素子の端子電圧を検出する」との規定が、感温素子の両端子間の電圧を検出することのみならず、接地電位に対する感温素子の一方の端子の電位を検出することも含んでいる旨主張し、これを前提として、引用例記載の発明が、蓄電池組立体2の充電器1への接続を低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出するものである旨主張する。

しかしながら、上記記載及び本件明細書(甲第2号証)の図面第1図にかんがみれば、同実施例の回路(図面第1図)において、サーモスタット76のサーモスタット状態信号発生手段14側と反対側の端子(以下「上側端子」という。)、トランジスタ14aのエミッタ及び+5Vの定電圧電源11はいずれも接地されており、サーモスタット76の接点が閉じているときにサーモスタット状態信号発生手段14がマイコン12に論理値1の状態信号を送るのは、サーモスタット大りの他一方の端子(サーモスタット状態信号発生手段14側の端子、以下「下側端子」という。)の電位、すなわち抵抗14cと14dの接続点の電位が、上側端子と同様、接地電位となって、エミッタが接地されたトランジスタ14aがオフ

するからであり、逆にサーモスタット7bの接点が開いていれば、下側端子の電位、すなわち抵抗14cと14dの接続点の電位は、接地電位である上側端子と異なり、+5Vの定電圧電源11に由来する上記Vbe+(5-Vbe)\*R14d/(R14c+R14d)の式で表されるものとなって、エミッタが接地されたトランジスタ14aがオンすることにより、サーモスタット状態信号発生手段14がマイコン12に論理値0の状態信号を送ることが認められ、このことによれば、同実施例は、感温素子(サーモスタット7b)の端子間の電圧を検出するものともいうことができる。

そして、上記事実によれば、同実施例の回路動作の上で、サーモスタット7 bの上側端子、トランジスタ14aのエミッタ及び+5 Vの定電圧電源111対共通に接続される限りにおいては、それらが接地されること、すなわち、サーモスタット7 bの接点が閉じているときに、上側端子及び下側端子の各電位が接地でであることは回路動作上本質的でないのに対し、サーモスタット7 bの接点が開いるときに上側端子及び下側端子の電位に差があることは回路動作上本質的でないのに対し、サーモスタット7 bの接点が開いるときに上側端子及び下側端子の電位に差があることは回路動作上本質的でるとは認められる。また、本件発明1の構成に係る「感温素子の端子電圧を検出することができるから、以上によりであることであることは当事者間に争いがないところ、その開閉状態を示するとの技術的意義が、少なくとも直接的には感温素子の開閉状態を示するとができるから、以上によりに指示するのは端子間の電圧を検出する」との規定は、感温素子の端子電圧を検出する。

したがって、本件発明1の「感温素子の端子電圧を検出する」との規定が、接地電位に対する感温素子の一方の端子の電位を検出することも含むとの被告の主張は採用することができず、また、このことを前提として、引用例記載の発明は、蓄電池組立体2の充電器1への接続を低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出するものであるとする被告の主張も採用することができない。

(2) のみならず、引用例記載の発明においては、以下のとおり、そもそも低温 感温素子 1 0 の電解コンデンサ 5 a 側の端子 (端子B) の電圧を検出しているとは いえないと解すべきであるから、被告の主張はこの点においても失当である。

すなわち、引用例(甲第3号証)には、「被充電蓄電池の表面に蓄電池の 充電終了時を検出する感温素子を設けてある蓄電池組立体と、該蓄電池組立体に接続する充電器とより構成される過充電防止機能を有する充電回路において、前記蓄電池組立体の感温素子と並列に充電開始時を存出する低温感温素子を接続し、前記 充電器のコンデンサと抵抗器との並列回路を有する過充電防止保持回路の前記抵抗 器に直列に前記充電器を前記蓄電池組立体に接続したときに開路するスイッチを接 続し、前記低温感温素子は前記過充電防止回路に直列に接続する構成としたことを 特徴とする充電回路」(実用新案登録請求の範囲)の発明が記載され、 「第3図に よれば、蓄電池7の表面温度がT₁より低いときに充電器1に蓄電池組立体2を接 続して電源を投入すると、低温感温素子10が閉路しているから電解コンデンサ5aを充電するための大きな電流がゲート付制御素子6aのゲート回路に通電され、 が一ト付制御素子6aがオン状態となり、充電が開始される。ゲート付制御素子6aは、一旦オン状態になると、ゲートに電圧が印加されなくとも、そのままオン状態を保つ性質をもっているため、充電末期に蓄電池7の表面温度が上昇してT1以 そのままオン状 上となって低温感温素子10が開路してもそのまま状態が継続される。そして表面温度がT2以上となって感温素子8が開路すると充電終了となる。そして、一旦充 電が終了すると・・・感温素子10、8がともに閉路しても、電解コンデンサ5aがすでに充電されているため、ゲート回路に大きな電流が流れることはなく、再び ゲート付制御素子がオン状態となって充電が開始されることはなく」(6頁2行目 「次に、蓄電池7の表面温度がT1より高いときに充電器1に蓄 ~ 7 頁 1 行目) 電池組立体2を接続したとすると、接続直後は低温感温素子10が開路しているの で充電は開始されない。しかし、時間の経過とともに蓄電池7が冷却し、その表面温度がT1以下となって感温素子10が閉路すると、電解コンデンサ5aを充電す

温度が「なけるなりに添温系」「のが閉路すると、電解コンケンがりませんである。 電流がゲート回路に流れ、ゲート付制御素子6 a がオン状態となり、充電が開始される」(7頁8行目~16行目)との各記載がある。 上記各記載及び図面第3、第4図に照らすと、引用例記載の発明においては、低温感温素子10の電解コンデンサ5 a 側の端子(端子B)とゲート付制御素子6 a のゲートとは、電解コンデンサ5 a を介してその充電までの短期間のみ電流が流れるように接続され、また、低温感温素子10の電解コンデンサ5 a 便の端子で組立体2を接続したときに、低温感温素子10が、電解コンデンサ5 a を介して ゲート付制御素子6aのゲートに接続され、その状態で電源を投入すると、蓄電池7の温度が $T_1$ 未満であるとき、又は $T_1$ 未満に低下したとき、すなわち、低温感温素子10が閉じているとき、又は閉じたときに、端子Bの電位が、接地電位から電解コンデンサ5aの充電電位にまで短期間に上昇し、それに伴って発生する電解コンデンサ5aを充電する大きな電流が、トリガ電流としてゲート付制御素子B0の本で一ト回路に通電され、ゲート付制御素子B1の本のためオン状態になった後は、電解コンデンサB2のであって、端子B3の電圧自体によりオン状態にされるわけではないことが認められる。

そうすると、引用例記載の発明は、端子Bの電圧の変化に応じた電流又は電圧が検出されてゲート付制御素子6aのゲートに印加され、ゲート付制御素子6aのゲートに印加されてゲート付制御素子6aのゲートに印加されるものということはできない。すなわち、引用例記載の発明は、端子Bの電圧の変化を検出するのであって、端子Bの電圧を検出するものではないといわざるを得ない。引用例には、上記のとおり、「充電開始時を検出する低温感温素子」(実用新案登録請求の範囲)との記載があるが、「充電開始時」とは端子Bの電圧が変化する時点であり、この記載からも、引用例記載の発明が端子Bの電圧自体ではなく、その電圧の変化を検出するものであることが裏付けられるというべきである。

なお、被告は、端子Bの電位の変化を検出するということは「感温素子の端子電圧を検出する」ことと同義である旨主張するが、端子Bの電位ないし電圧の変化と端子Bの電圧自体とが、概念として異なるものであることは明白であり、仮に、上記主張が、電圧の変化を検出する前提として電圧を検出する必要があるから、結局は電圧を検出しているとの趣旨であるとしても、上記のとおり、引用例記載の発明においては、端子Bの電圧を検出する構成はなく、電解コンデンサ5aの充電電流(ゲート付制御素子6aをオン状態にするトリガ電流)の発生により、いわば直接的に端子Bの電圧の変化を検出しているというべきであるから、被告の上記主張は採用することができない。

記主張は採用することができない。 したがって、引用例記載の発明は、端子Bの電圧を検出するという意味においてさえ、低温感温素子10の端子電圧を検出するものとはいえないから、引用例記載の発明が、蓄電池組立体2の充電器1への接続を低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出するものである旨の被告の主張は採用することができない。

(3) 被告は、本件発明1の「感温素子の端子電圧を検出する」ことと引用例記載の発明の「低温感温素子10の端子Bの電圧を検出する」ことの各検出原理が、端子間の電圧を検出するか、一方の端子の電圧を検出するかの点において、技術的に異なるとしても、ともに周知慣用の手段であり、均等手段であって、いずれを採用するかは単なる設計上の微差にすぎないから、本件決定の結論に影響を及ぼす瑕疵には当たらない旨主張する。

しかしながら、引用例記載の発明が「低温感温素子10の端子Bの電圧を 検出する」ものでないことは上記(2)のとおりであるから、被告の上記主張はその前 提を欠くものであって、採用することができない。

- 提を欠くものであって、採用することができない。
  (4) 以上によれば、本件決定の引用発明1の認定は、「蓄電池組立体2の充電器1への接続を・・・低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出し」との構成を備えるとした点で誤りであり、したがって、上記引用発明1の認定を前提とする本件発明1と引用発明1との一致点の認定も誤りである。
- 2 取消事由2 (本件発明2、3と引用例記載の発明との一致点の認定の誤り) について

上記1において引用発明1につき述べたと同様、本件決定の引用発明2の認定は、「蓄電池組立体2の充電器1への接続をスイッチ11の状態と低温感温素子10としてのサーモスタットの端子電圧を検出しサーモスタットの開閉状態を検出することにより検出し」との構成を備えるとした点で誤りであり、また、本件決定の引用発明3の認定は、「蓄電池組立体2の充電器1への接続をスイッチ11の状態と低温感温素子10の端子電圧を検出することにより検出し」との構成を備えるとした点で誤りである。

したがって、上記引用発明2の認定を前提とする本件発明2と引用発明2と の一致点の認定も誤りであり、また、上記引用発明3の認定を前提とする本件発明

3と引用発明3との一致点の認定も誤りである。 3 以上のとおり、本件決定の本件発明1と引用発明1と一致点の認定、本件発明2と引用発明2との一致点の認定及び本件発明3と引用発明3との一致点の認定はいずれも誤りであるところ、この瑕疵が本件決定の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、本件決定は違法として取消しを免れない。 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決

する。

## 東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	石	原	直	樹
裁判官	宮	坂	昌	利